

御禮相濟候積未明ヨリ御禮始リ候ト被存候、

〔筆のすさび〕一月蝕略○中 丙午○天明六年元日の日蝕皆既は、日色茶色に見えて、薄暮のごとく、雀

など棲宿せり、寛保二年壬戌五月日蝕は、白晝烏黒にして、星宿爛々たり、さながら夜のごとくなりしと云ひ傳ふ、天學家も、日行至りて高く、月行至りて低き時は、暗きことは甚だしかるべし、されど星の見えしは、いかゞありしにかといひし、

〔大江俊矩公私雜日記〕文化十二年六月一日乙卯、日食也曆面云、一分上の七刻上の左よりかけは

つの二刻左の御殿裏寅半刻但依短夜催俊常參勤撤却常顯參勤當日參賀依蝕被停如例不及參

賀 十四年四月一日甲戌當日參賀依日蝕被停之、仍不參中宮陽明等、日蝕也曆面云、申八刻下ノ

左ノ下ニ甚、西ノ六刻左ノ上ニ終、御殿裏未半刻、俊常參勤、

一洞中御殿裏申刻、常顯參勤、

一御殿裏撤却酉半刻過予參勤、出納職寅以下酉半刻出仕、予參勤之上尋時刻處、酉半二刻過之由、

故即屆議奏卿、尋撤却之儀處、當番豐岡前宰相相面會、酉半二刻過之間、最早勝手撤却可然由被示、且

被示曰、先刻常御殿々々裏之節、東面不及其儀哉、被尋、故相伺之處、御殿裏之事故、不因時刻之早晚、

如例東南二面共奉仕可然旨御沙汰也、向後以此定各其覺悟可然、猶申合可置由被示也、此儀不審

也、予未覺悟有差略於清涼殿者、依時刻令差略事、每度有例、常御殿未知有差略、上薦之間不得其意、

可慥事歟、令開平唐門後、仰出納令撤御殿西面筵道此日依夕景之儀、事終由申屆議奏卿、戊刻計、令

退出了仰退出於出納於常御殿者、任例不及撤却、

〔拾遺和歌集十九〕日蝕の時、太皇太后宮より、一品のみこの許につかはしける、

あふことのかくてやつゐにやみの夜のおもひもいでぬ人のためには

〔日本紀略十條〕長保四年九月六日戊戌、今夜日月薄蝕、終夜流星、八日庚子、左大臣藤原道長以下參